

公の施設のあり方
検討結果案

高 石 市

目 次

I	公の施設のあり方検討結果の概要		
1	はじめに	・・・・・・・・・・	1
2	検討にあたっての基本方針	・・・・・・・・・・	3
3	検討結果の概要	・・・・・・・・・・	3
II	施設区分別検討内容		
1	老人福祉センター	・・・・・・・・・・	5
2	公民館	・・・・・・・・・・	6
3	集会所	・・・・・・・・・・	8
4	コミュニティセンター	・・・・・・・・・・	9
5	ふれあいゾーン複合センター	・・・・・・・・・・	9
6	鴨公園・新公園	・・・・・・・・・・	11
7	今後の進め方	・・・・・・・・・・	11
	[資料]		
1	老人福祉センター	・・・・・・・・・・	12
2	公民館	・・・・・・・・・・	13
3	集会所	・・・・・・・・・・	14
4	コミュニティセンター	・・・・・・・・・・	15
5	ふれあいゾーン複合センター	・・・・・・・・・・	15
6	鴨公園・新公園	・・・・・・・・・・	17
	公の施設 現況配置図	・・・・・・・・・・	18

I 公の施設のあり方検討結果の概要

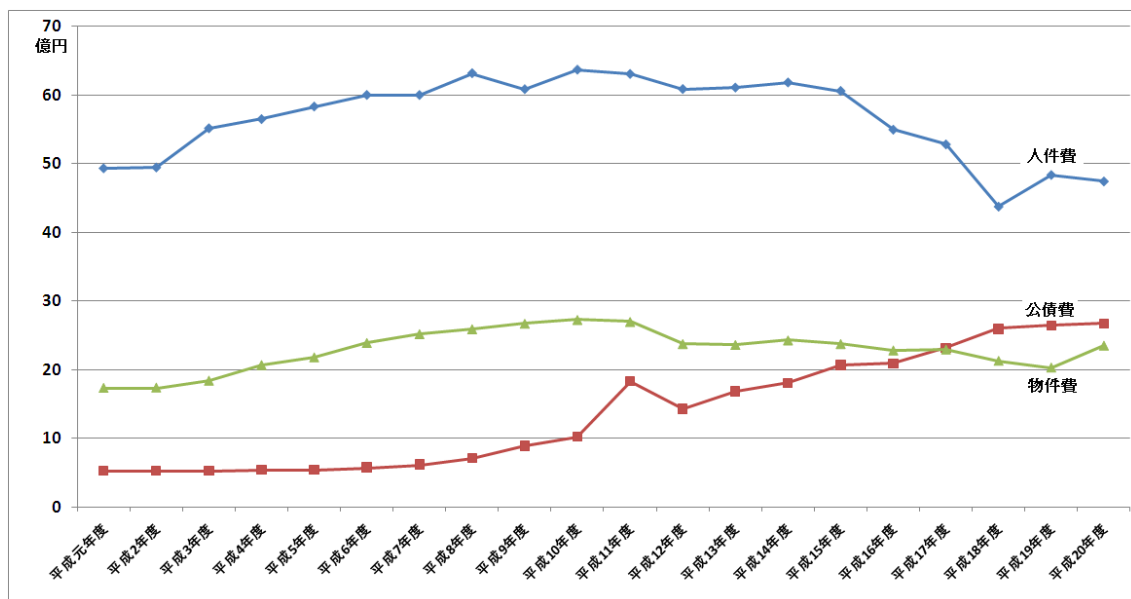
1 はじめに

本市における多くの公の施設は、高度成長期の市税収入の増加を背景に整備され、これまで市民に広く利用されることにより、地域コミュニティの形成に大きく寄与してきた。

公の施設の建設費については、財源の一部に起債（地方公共団体が公共事業のため行う借金）を充当している。現有の公の施設については、今後、大規模改修や建て替え等が必要となり、そのための財源として新たに起債を行う必要が生じ、公債費の増嵩傾向に更に拍車がかかることになる。

また、管理的経費等が高い水準にあることも、本市の財政にとって大きな負担となっている。

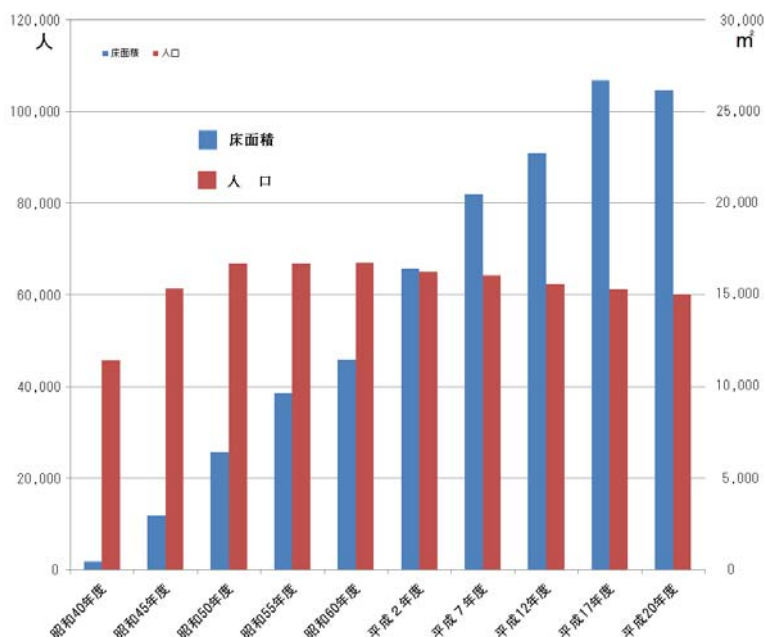
グラフ1 人件費・公債費・物件費の推移



また、本市においては昭和60年以後人口が減少しているなか、公の施設の整備は、拡充の方向にあった（グラフ2）。

現在、本市においては、あらゆる事務事業を見直し、人件費・物件費等の抑制につとめ、財政の健全化を進めているが、我が国の右肩上がりの経済成長が終焉し、市税収入がピーク時の2/3程度に落ち込むなか、公の施設を維持するために要する経費は、大きな財政負担となっており、これらの経費の抑制は必要不可欠の課題である。

グラフ2 人口ー公の施設床面積の推移 [学校等を除く]



また、公の施設の老朽化が進むとともに、多くの施設において耐震化への対応が迫られている（グラフ3）。

こうしたことを踏まえ、本市の財政規模・人口にあった施設数及び配置を見直し、将来においても持続可能な公の施設のあり方を検討していく必要がある。

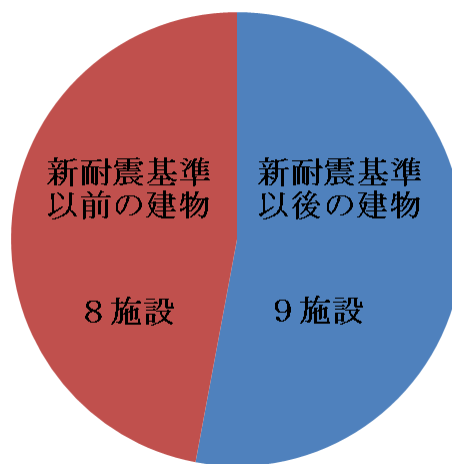
さらに、市民ニーズの高度化・多様化、市民の自治意識の高まりのなかで、多様な市民ニーズにより柔軟に対応できるよう、施設の管理運営方式などについても見直しが求められている。

こうしたことから、平成20年2月に第四次高石市財政健全化計画案を策定するにあたり、本市の公の施設のあり方を検討していくことを掲げ、これまで鋭意、検討を進めてきたが、今般、その検討結果を案としてとりまとめたので報告する。

※新耐震基準

建築基準法の耐震基準について1981年(昭和56年)に抜本的に改正され、これ以降の基準をいう。

グラフ3 公の施設における※新耐震基準以前ー以後の施設数の内訳 [学校等を除く]



2 検討にあたっての基本方針

公の施設は、文化・スポーツの振興、福祉の増進等を図る場として、また、地域活動の拠点として重要な役割を果たしている。このため、市民が身近に公の施設を利用できる環境をできる限り維持することを基本としつつ、以下の各点に留意して検討を行った。

- (1) 少子高齢化などの環境変化や市民ニーズの変化、新たな行政課題への対応
- (2) 財政健全化を実現するとともに、将来に向けて持続可能な公の施設の適正規模・適正配置
- (3) 施設の老朽化・耐震補強への対応
- (4) 利用が促進される地域住民主体の施設の管理運営方法

3 検討結果の概要

- (1) 老人福祉センターについては、今後増加する高齢者の健康増進・介護予防の観点から、引き続き施設運営の合理化・効率化を図りつつ、慶翠苑（羽衣）、瑞松苑（千代田）、菊寿苑（取石）の3苑を存続させる。
- (2) 社会教育の場である公民館については、機能及び適正配置の観点から、中核公民館1館（中央公民館）、拠点公民館3館（千代田公民館、羽衣公民館、取石公民館）、地区館2館（東羽衣公民館、清高公民館）の3つに区分し、地区館については、利用者である地域住民主体の管理運営施設とする。なお、高師浜公民館については廃止する。ただし、地元から、自主管理・地元負担により引き続き使用したいとの要望があれば、貸与等も検討する。
- (3) 集会所は貸館業務のみで、利用実態は各自治会の保有する自治会館と類似している。本市においては、昭和57年に高石市地区集会所建設補助金交付制度を設けており、これまで多くの自治会がこの制度を活用し、自治会館を建設してきた。こうしたことや、近隣の公共施設の利用を踏まえ4集会所については廃止する。ただし、地元から、集会施設等として自主管理・地元負担により引き続き使用したいとの要望があれば、貸与等も検討する。
- (4) 市域の東西に位置する2館のコミュニティセンターについては、施設が新耐震基準を満たしており、市民に広く活用されていることから、存続させることとする。管理運営については、指定管理者制度の導入を検討する。
- (5) ふれあいゾーン複合センター内の温水プール、婦人文化センター大会議室については、市民の健康志向の高まりに対応するため、当センターを市民の総合的な健康増進の場となる「(仮称)ふれあい健康増進センター」として再編する。管理運営については、指定管理者制度を導入する。
- (6) ふれあいゾーン複合センター南棟の婦人文化センターについては、施設の

設置目的に沿った利用実態となっていないことから廃止する。

- (7) ふれあいゾーン複合センター南棟の「障害者福祉センター」については、障害者の自立と社会参加を目指す施設として存続させるとともに、新たに市内に点在する小規模作業所等に貸与し、障害者福祉施設の拠点（「(仮称)障がい者ふれあいプラザ」）として整備する。

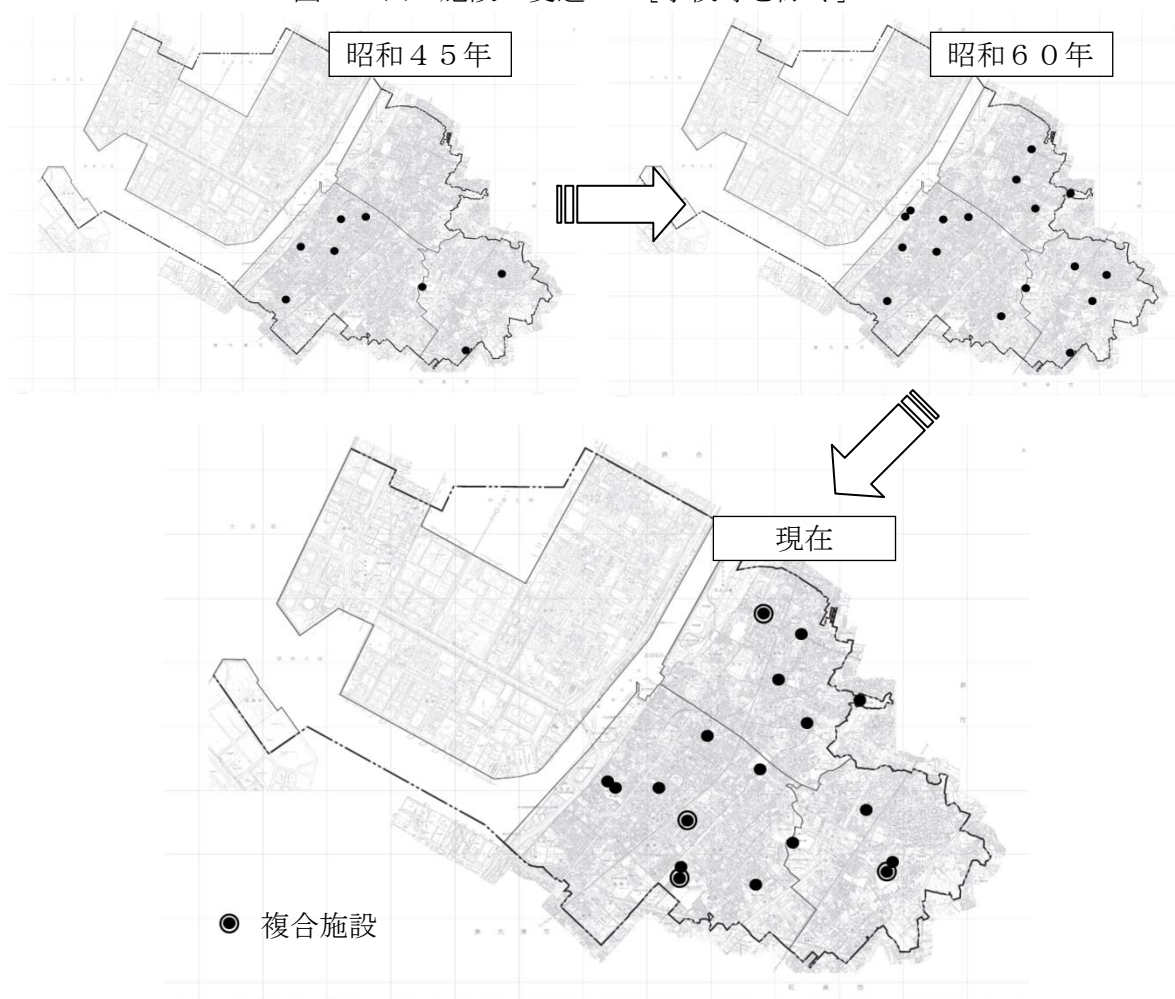
なお、受講者が多い婦人文化センターの既存の講座等については、利用者による自主運営が図れるよう働きかけるとともに「(仮称)障がい者ふれあいプラザ」の中で障害者と健常者が共に学びあえるふれあいの場となるよう講座の再編を検討する。

- (8) 老朽化のため平成19年度から休止している鴨公園プールについては、廃止する。

また、鴨公園事務所会議室についても施設の老朽化及び利用実態を踏まえ廃止する。

新公園事務所会議室の夜間利用については、管理体制の見直しを図り、運用を検討する。

図1 公の施設の変遷 [学校等を除く]



II. 施設区分別検討内容

1 老人福祉センター

(1) 施設の現状

老人福祉センターは、センター利用者同士の交流などがひきこもり予防、介護予防の一助となっており、利用者の健康維持・増進に寄与している。

平成18年には介護保険制度が改正され、高齢者の介護予防が重点項目とされており、老人福祉センターの必要性は高まっていると考えられる。

また、老人福祉センターは介護保険事業計画において「日常生活圏域」として設定されている各中学校区に慶翠苑（高石中学校区）、瑞松苑（高南中学校区）、菊寿苑（取石中学校区）と1箇所ずつ配置されていることから、これら日常生活圏域内の高齢者福祉施策の中心的な役割が期待される。

また、本市の総人口は減少傾向にあるものの、高齢者人口は逆に増加しており（表1-2）、今後、高齢者のコミュニティの場として、より一層の利用の促進、また、介護予防事業の実施等により利用者の増加が見込まれる。

(2) 施設の課題

昭和48年建設の瑞松苑については施設の老朽化が進み、修繕費等の維持管理経費が増加している。また、新耐震基準以前に整備された施設であるため、耐震化についての検討が必要である。

(3) 施設運営の合理化の取り組み

平成18年度の指定管理者制度の導入に伴い、土曜日の施設開設時間を半日から全日に拡大したが、維持管理経費については平成17年度と比較すると2,800万円、平成19年度においては約2,700万円、平成20年度においては約2,600万円の削減効果があった（表1-4）。

(4) 検討結果

今後増加する高齢者が、生きがいを持って生活できる地域の活動拠点として、老人福祉センターの必要性はますます高まるものと考えられるため、引き続き、施設運営の合理化、効率化を図りつつ3苑を存続させることが妥当である。

2 公民館

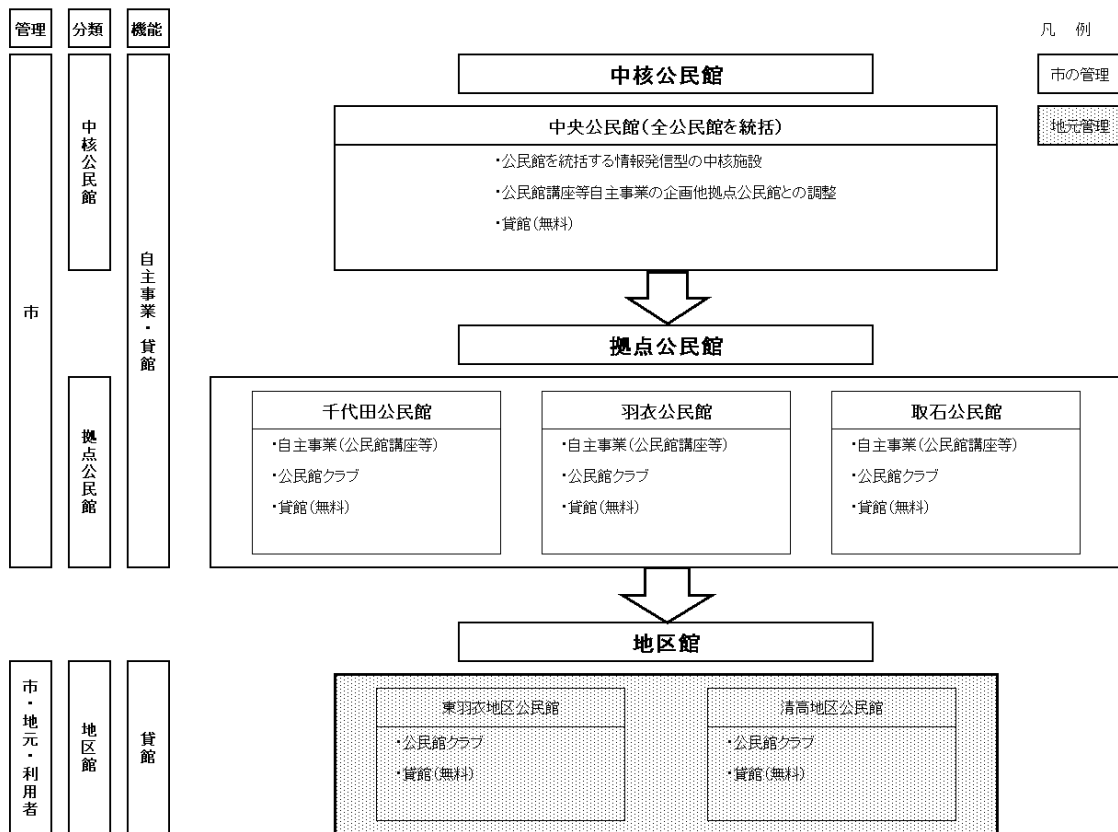
(1) 施設の現状

公民館は、国の整備目標（市にあつては、概ね中学校区に設置）を上回り、小学校区に7館が設置（表2-1、表2-2）され、これまで、市民や団体の自主的な学習や、地域コミュニティ形成の場として広く利用されている。また、平成12年度より公民館講座のクラブ化を促進した結果、現在、約260もの公民館クラブが活発な活動を展開している。

(2) 施設の課題

千代田公民館、東羽衣公民館、高師浜公民館については、それぞれ昭和54年、昭和56年、昭和46年に開設されており、施設の老朽化が進み、修繕費等の維持管理経費が増加している。これらの、施設については、新耐震基準以前に整備された施設であるため、耐震化についての検討が必要となる。

図2 公民館再編図



(3) 検討結果

社会教育法第20条において、公民館は「教育、学術及び文化に関する各種の事業を行う」とされており、現在、市内の7つの公民館で各種の講座等が実施されている。

国の設置基準においては「中学校の通学区域より狭い区域」が公民館の適正配置のひとつの目安とされていたが、本市は他市と比較してコンパクトな市域であ

ることから、市が主体となって社会教育事業を行う公民館としては、市の中心部に位置する中央公民館と、中学校区の3公民館が適当である。

しかしながら、現在、約260もの公民館クラブが活発に活動を展開しており、公民館クラブ活動の充実が本市の生涯学習施策を進める上で重要な役割を果たしていることを踏まえ、市内7つの公民館を、高師浜公民館を除く6公民館に再編し、中核公民館、拠点公民館、地区館の3つに区分する。なお、高師浜公民館については、利用者数や老朽化の度合等を踏まえ廃止する(図2)。

地域住民や利用者団体の自主的な教育の場としての地区館は、市民主体の管理運営を行うこととする。

1) 中核公民館 (中央公民館)

- ・全ての公民館を統括する中核施設として位置付ける。
- ・中核施設は情報発信型とし、公民館講座等自主事業の企画立案・実施及び他の公民館との連絡調整を行う。

2) 拠点公民館 (千代田公民館、羽衣公民館、取石公民館)

- ・3中学校区に設置する。
- ・中核公民館と連携して自主事業を行う拠点施設として位置付ける。

3) 地区館 (東羽衣公民館、清高公民館)

- ・地域住民や利用者団体等の自主的な教育や地域コミュニティの場とするため、公民館クラブをはじめとした市民主体の施設とし、利用者団体や地域住民の使用利便や地域の実情に応じた管理運営を行う。

4) 廃止する公民館 (高師浜公民館)

- ・高師浜公民館については、昭和46年に開設され、本市の公民館の中では一番古く、老朽化も進んでいる。また、昭和54年に約500mの近接地に現千代田公民館(旧中央公民館)が開設され、ここ数年利用者数が最も少ない公民館となっていることから、同公民館の既存公民館クラブ等の事業については、中央公民館をはじめ他の公民館に整理統合の上、同公民館は廃止する。ただし、地元から、自主管理・地元負担により引き続き使用したいとの要望があれば、貸与等も検討する。

なお、今回の再編に当たって中核公民館においては、自主事業の企画立案機能を強化し、拠点公民館と緊密に連携することにより、公民館機能のより一層の強化を図ることとする。

○ 管理運営体制

1) 中核公民館及び拠点公民館

- ・中核公民館及び拠点公民館は、社会教育事業の実施主体として、市で管理運営し、中核公民館との連携の下、それぞれの拠点公民館が自主性を発揮して、公民館事業を実施する。

2) 地区館

- ・地区館は公の施設としての基本的な業務(使用許可等)は市が行いつつ、管理運営は利用者である地域住民が主体となっていく。
- ・日常的な管理業務は、公民館クラブや地元等からなる運営委員会に委託する。

3 集会所

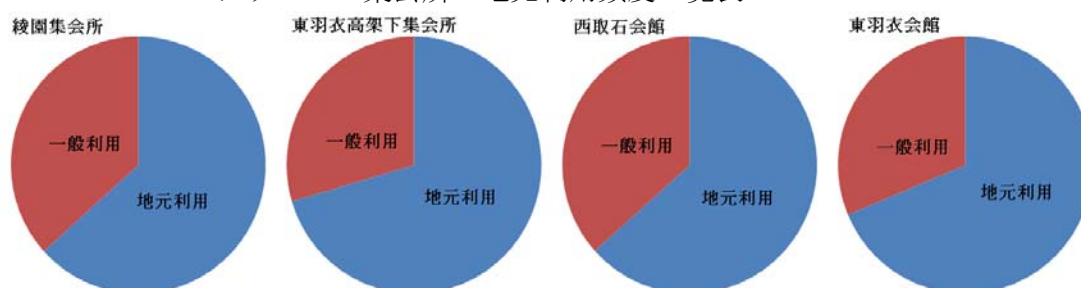
(1) 施設の現状

集会所は市内に4箇所（西取石会館、東羽衣会館、東羽衣高架下集会所、綾園集会所）配置され、コミュニティ活動等の場として利用されている。（表3-1、表3-2）

(2) 施設の課題

- ・集会所は貸館業務のみを行っており、その利用実態は各自治会の保有する自治会館と類似している。（グラフ4）
- ・綾園集会所（平成5年建築）を除く3集会所については、耐震補強工事の検討が必要である。

グラフ4 集会所の地元利用頻度一覧表



(3) 検討結果

集会所は貸館業務のみで、利用実態は各自治会の保有する自治会館と類似している。本市においては、昭和57年に高石市地区集会所建設補助金交付制度を設けており、これまで多くの自治会がこの制度を活用し、自治会館を建設してきた。こうしたことや、近隣の公共施設の利用を踏まえ4集会所については廃止する。

ただし、地元から、集会施設等として自主管理・地元負担により引き続き使用したいとの要望があれば、貸与等も検討する。

4 コミュニティセンター

(1) 施設の現状

コミュニティセンターは使用料金制の貸館施設として東西に2館（高石市コミュニティセンター（千代田）、高石市東コミュニティセンター（取石））が設置されており、広く市民や自治会活動等に利用されている（表4-1）。また、施設は新耐震基準により建築されており、災害発生時の指定避難所となっている。

(2) 検討結果

平成6年に高石市コミュニティセンターが、平成11年に高石市東コミュニティセンターが開設され、施設も新しく、市内全域から多くの市民や自治会活動等に広く利用されている。こうしたことを踏まえ2つのコミュニティセンターは存続させることとする。また、管理運営については経費の節減を図るため指定管理者制度の導入を検討する。

5 ふれあいゾーン複合センター

(1) 施設の現状

ふれあいゾーン複合センターは、昭和62年2月に開設され、現在、1階に障害者福祉センター、2階に婦人文化センター、温水プールの機能を備えた複合施設として利用されている。

温水プールは広く市民に利用され、学校の授業にも使用されている。

婦人文化センターは、会議室等の貸出し及び各種の講座等を行っている。

障害者福祉センターでは、障害者自立支援法に規定されている地域生活支援事業のうち、市町村必須事業である相談支援事業や、地域活動支援センター機能強化事業を行っている。（表5-1）

(2) 施設の課題

ふれあいゾーン南棟2階の婦人文化センターについては、主要事業である各種講座が施設の設立趣旨に沿ったものとなっていない。

また、婦人文化センター大会議室は、他の施設の大会議室等に比べ利用頻度が低い。（表5-2、5-3）

障害者福祉センターについては、障害者の自立と社会参加をめざす中核施設として位置づけられているものの、施設スペースを有効に利用できていない。

(3) 検討結果

- ・温水プールについては、市民の健康志向の高まりに対応し、利用頻度の低い婦人文化センター大会議室とあわせて「(仮称)ふれあい健康増進センター」として再編する。大会議室部分は健康づくりのための運動・体操等を行う施設として整備し、指定管理者制度の導入により、温水プール、大会議室部分を一体的に運営する。
- ・婦人文化センターについては、施設の設立目的に沿った利用実態となっていないことから廃止し、そのスペースを障害者福祉センターの新たな取り組みのため

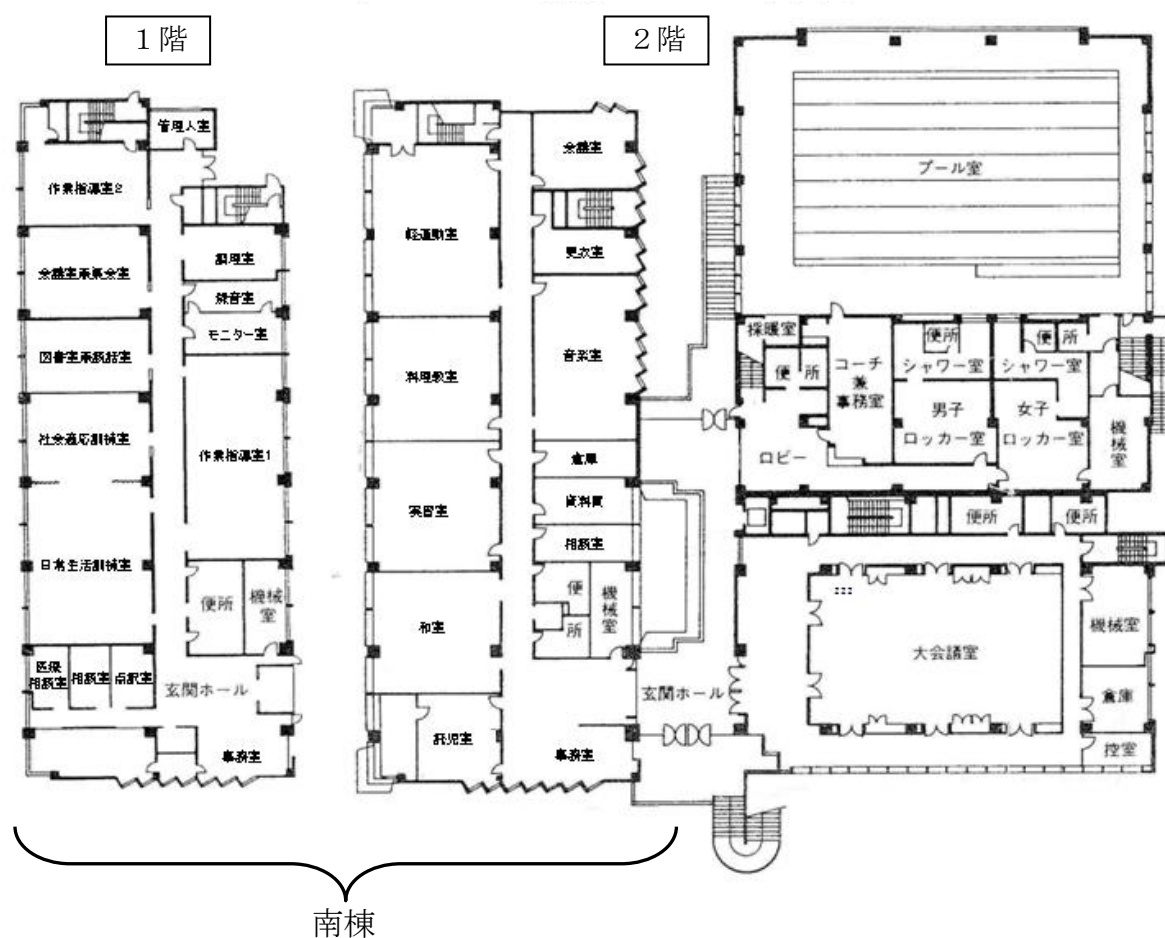
めに使用する。

- ・ふれあいゾーン複合センター南棟の「障害者福祉センター」については、障害者の自立と社会参加をめざす施設として既存の障害者福祉センターで行っている事業を引き続き行うとともに、新たに市内に点在する小規模作業所等に貸与し、障害者福祉施設の拠点となる「(仮称)障がい者ふれあいプラザ」として整備する。

なお、婦人文化センターの受講者が多い既存の講座等については、利用者による自主運営が図れるよう働きかけるとともに「(仮称)障がい者ふれあいプラザ」の中で障害者と健常者が共に学びあえるふれあいの場となるよう講座の再編を検討する。

- ・「(仮称)ふれあい健康増進センター」及び「(仮称)障がい者ふれあいプラザ」の管理業務（警備、清掃、ビル管理、光熱水費）についても指定管理者制度を導入し、一層の経費削減を図る。なお、ふれあいゾーンは上階に住宅を有する複合施設であることから、上記の検討にあたっては居住者に十分な説明を行う必要がある。

図3 ふれあいゾーン複合センター 平面図



6 鴨公園・新公園

(1) 施設の現状

昭和45年に設置された鴨公園プールは老朽化により使用できない状態にあり、現在休止している。

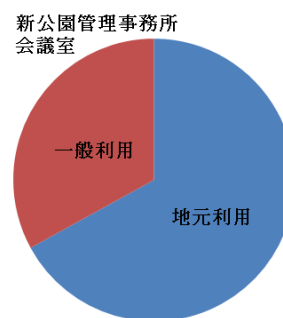
鴨公園事務所は、運動広場等の管理施設として昭和45年に開設され、高石市都市公園条例に規定し、従前は会議室の使用等を行ってきたが、老朽化等により使用できない状態にある(表6-1)。

新公園事務所は、運動広場等の管理施設として、平成9年の運動広場等の公園改修工事に伴い平成10年に建替し、その際、会議室についても、整備し利用してきた。

(2) 施設の課題

- ・鴨公園事務所は、昭和45年に開設し39年を経過しており、老朽化が著しい。
- ・新公園事務所の会議室は利用頻度が少なく(表6-1)、新公園管理事務所の夜間利用(午後7時～午後9時)については、地元自治会関係に集中している。(グラフ5)

グラフ5 会議室の地元利用頻度



(3) 検討結果

現在、市民プールは、中央プールのみであるが、ふれあいゾーン複合センター温水プールや、高陽小学校プール、東羽衣小学校プール、取石小学校プールの夏季開放により、市民プール需要は一定充足されているため、鴨公園プールは廃止し、撤去する。また、跡地利用について検討する。

鴨公園事務所会議室については、施設の老朽化及び利用実態を踏まえ廃止する。

新公園事務所会議室の夜間利用については、管理体制の見直しを図り、運用を検討する。

7 今後の進め方

本検討結果の実施スケジュールは、施設毎に別途検討する。

[資料]

1. 老人福祉センター

表 1-1 老人福祉センター 平成 20 年度決算

	瑞松苑	菊寿苑	慶翠苑
敷地面積	2,950 m ²	1,463 m ²	1,816 m ²
延べ床面積	1,377 m ²	437 m ²	1,119 m ²
開 設	S48	S59	H4
指定管理費	23,504,171 円	19,731,019 円	12,293,044 円
利用者数	25,861 人	12,308 人	28,665 人
1 日平均	88 人	42 人	98 人

表 1-2 60 歳以上の人口の変化

年月日	総 人 口	60 歳以上人口	総人口に対する 60 歳以上の占める割合
17. 4. 1	61,704 人	15,376 人	24.9%
18. 4. 1	61,402 人	15,589 人	25.4%
19. 4. 1	60,928 人	15,996 人	26.3%
20. 4. 1	60,774 人	16,687 人	27.5%
21. 4. 1	60,014 人	17,296 人	28.8%

表 1-3 老人福祉センターの利用人数の変化

	瑞松苑	菊寿苑	慶翠苑	計
平成 17 年度	24,481 人	13,099 人	32,834 人	70,414 人
平成 18 年度	27,519 人	14,269 人	31,240 人	73,028 人
平成 19 年度	27,040 人	13,774 人	32,570 人	73,384 人
平成 20 年度	25,861 人	12,308 人	28,665 人	66,834 人

表 1-4 老人福祉センター維持費の変化

	瑞松苑	菊寿苑	慶翠苑	計
平成 17 年度	19,652,686 円	30,834,385 円	30,834,390 円	81,321,461 円
平成 18 年度		53,034,695 円		53,034,695 円
平成 19 年度		54,409,258 円		54,409,258 円
平成 20 年度		55,528,234 円		55,528,234 円

2. 公民館

表 2 - 1 公民館
算

平成 20 年度決

	千代田 公民館	高師浜 公民館	東羽衣 公民館	取石 公民館	清高 公民館	中央 公民館	羽衣 公民館
敷地面積	902 m ²	843 m ²	788 m ²	2,531 m ²	841 m ²	1,087 m ²	1,816 m ²
延べ床面積	657 m ²	469 m ²	701 m ²	765 m ²	519 m ²	855 m ²	944 m ²
開 設	S54	S46	S56	H11	S61	H 元	H4
正職員人 件費						29,761,835 円	
定数外職員 人件費	5,749,033 円	5,585,628 円	5,623,345 円	4,003,650 円	4,955,538 円	4,995,004 円	5,125,026 円
施設 維持費	3,882,782 円	3,626,655 円	3,952,668 円	複合コミセン に含まれる	3,825,766 円	6,781,049 円	※16,079,225 円
利用者数	27,098 人	13,164 人	27,897 人	15,008 人	12,591 人	30,557 人	28,734 人
1 日平均	92 人	45 人	95 人	51 人	43 人	104 人	98 人

※慶翠苑施設維持費を含

む

表 2 - 2 公民館の状況

平成 21 年 6 月 1 日現在

	公民館	1 館が受け持つ人口	単位床面積当たりの人口
泉大津市	2 館	39,054 人／館	24.30 人／m ²
和泉市	1 館	185,155 人／館	1141.52 人／m ²
岸和田市	19 館	10,704 人／館	10.11 人／m ²
貝塚市	3 館	30,193 人／館	23.59 人／m ²
泉佐野市	2 館	51,519 人／館	33.32 人／m ²
泉南市	4 館	16,443 人／館	18.36 人／m ²
阪南市	3 館	19,529 人／館	17.85 人／m ²
高石市	7 館	8649 人／館	12.33 人／m ²

3. 集会所

表 3 - 1 集会所 平成 20 年度決算

	西取石会館	東羽衣会館	東羽衣高架下 集会所	綾園集会所
敷地面積	212 m ²	615 m ²	122 m ² (借地)	519 m ²
延べ床面積	212 m ²	205 m ²	73 m ²	201 m ²
開 設	S54	S56	S53	H5
施設維持費	4,241,353 円	4,162,116 円	1,048,650 円	766,427 円
使用料	213,450 円	112,950 円	73,850 円	90,700 円
利用者数	9,753 人	7,272 人	4,989 人	4,864 人
1 日平均	32 人	24 人	14 人	16 人

表 3 - 2 集会所の状況 平成 21 年 6 月 1 日現在

	市管理の集会所	1 館が受け持つ人口	単位床面積当たりの人口
泉大津市	0 館	-	-
和泉市	0 館	-	-
岸和田市	0 館	-	-
貝塚市	0 館	-	-
泉佐野市	0 館	-	-
泉南市	0 館	-	-
阪南市	42 館	1,395 人／館	7.26 人／m ²
高石市	4 館	15136 人／館	87.54 人／m ²

4. コミュニティセンター

表4-1 コミュニティセンター

平成20年度決算

	高石市コミュニティセンター	高石市東コミュニティセンター
敷地面積	1,653 m ²	2,531 m ²
延べ床面積	1,717 m ²	2,681 m ²
開設	H6	H11
正職員人件費	18,406,181 円	9,238,370 円
定数外職員人件費	3,924,566 円	7,643,863 円
施設維持費	7,393,847 円	8,457,064 円
使用料	809,425 円	553,225 円
利用者数	24,191 人	18,334 人
1日平均	83 人	63 人

5. ふれあいゾーン複合センター

表5-1 ふれあいゾーン複合センター

平成20年度決算

		障害者福祉センター	婦人文化センター	温水プール
敷地面積		3,390 m ²	3,390 m ²	3,390 m ²
延べ床面積		965 m ²	1,624 m ²	1,416 m ²
開設		S62	S62	S62
正職員人件費		※36,773,319 円	7,913,347 円	9,365,156 円
定数外職員人件費		1,320,000 円	2,696,100 円	2,696,100 円
施設 維持費	各施設	7,897,910 円	5,006,449 円	26,125,253 円
	全体	64,195,990 円		
講習料			6,388,400 円	19,849,500 円
使用料			1,009,770 円	7,633,220 円
利用者数		11,388 人	25,804 人	65,470 人
1日平均		39 人	88 人	227 人

※ふれあいゾーン複合センター館長分を含む

表5-2 婦人文化センター会議室使用状況

	大会議室		小会議室		和室		音楽室	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
平成18年度	86	5,019	105	1,064	81	662	250	5,249
平成19年度	102	5,263	129	1,389	118	352	259	5,616
平成20年度	103	5,517	131	1,440	93	1,035	233	5,057

	軽運動室		料理実習室		実習室		その他（陶芸教室）	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
平成18年度	496	9,175	68	1,026	238	3,746	40	699
平成19年度	440	7,846	82	1,310	202	3,029	40	710
平成20年度	421	7,184	75	1,471	212	3,382	40	718

表5-3 大会議室・多目的ホール使用状況

	ふれあいゾーン					コミュニティセンター				
	2階大会議室 (222 m ²)					2階大会議室 (182 m ²)				
	件数	人数	開館 日数	平均 件数	平均 人数	件数	人数	開館 日数	平均 件数	平均 人数
平成18年度	86	5,019	294	0.29	17	174	11,535	293	0.59	39
平成19年度	103	5,263	295	0.35	18	180	10,330	293	0.61	35
平成20年度	103	5,517	293	0.35	19	184	9,878	292	0.63	34

	東コミュニティセンター									
	1階多目的ホール (237.56 m ²)					3階大会議室 (220.53 m ²)				
	件数	人数	開館 日数	平均 件数	平均 人数	件数	人数	開館 日数	平均 件数	平均 人数
平成18年度	640	11,459	295	2.17	39	142	4,340	295	0.48	15
平成19年度	596	11,279	295	2.02	38	178	5,650	295	0.60	19
平成20年度	551	11,751	293	1.88	40	165	4,201	293	0.56	14

6. 鴨公園・新公園

表 6 - 1 公園事務所

平成 20 年度決算

	新公園事務所	鴨公園事務所
敷地面積	25,299 m ²	23,381 m ²
延べ床面積	258 m ²	419 m ²
開 設	H10	S45
施設維持費	5,191,235 円	7,511,710 円
使用料	26,850 円	0 円
利用者数	2,197 人	※0 人
1 日平均	6 人	0 人

※荷物置場として使用

